

## 嵐山町事後審査型一般競争入札試行要綱

平成 23 年 6 月 1 日

告示 第 153 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、嵐山町が発注する建設工事等の請負契約に係る事後審査型一般競争入札を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において事後審査型一般競争入札とは、一般競争入札において、入札執行後に入札参加資格の確認審査を行い、落札を決定するものをいう。

(対象建設工事等)

第 3 条 事後審査型一般競争入札の対象は、原則として設計価格が 1,000 万円以上の建設工事等を基準として、嵐山町請負業者等審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定する。

2 前項の基準未滿の設計価格の建設工事等においても、その業務内容等に特別な理由があり、選定委員会において認定された建設工事等については、事後審査型一般競争入札を執行することができるものとする。

(入札参加資格)

第 4 条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 嵐山町に競争入札参加資格審査申請書を提出し、登録を受けている者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの期間に、埼玉県による入札参加停止、嵐山町の契約に係る入札参加停止等の措置に関する規程（平成 21 年告示第 75 号。以下「規程」という。）に基づく入札参加停止又は嵐山町の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年告示第 109 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の各号に定める事項に係る参加資格について、定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の区分

(2) 対象工事に対応する業種の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値

(3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分

(4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく許可を受けた営業所の所在地

(5) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

(6) 当該工事に配置予定の技術者

(7) その他必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第 5 条 事業担当課長は、選定委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第 6 条 公告は、参加資格、参加資格の確認方法、その他必要と認める事項を掲載するものとし、嵐山町公告式条例（昭和 30 年条例第 7 号）の規定により行うほか、嵐山町公式ホームページに掲載して行うものとする。

（設計図書等）

第 7 条 仕様書、特記仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に示した方法により閲覧に供するものとする。

2 設計図書等に対する質疑及びその回答については、入札公告に示した方法により周知するものとする。

（現場説明）

第 8 条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札保証金）

第 9 条 契約規則第 7 条第 1 項第 3 号の規定により、入札保証金の納付は免除とする。

（入札参加の申込）

第 10 条 事後審査型一般競争入札に参加を希望する者は、公告に定める方法により、事後審査型一般競争入札参加申込書（様式第 1 号。以下、「参加申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の参加申込書を受理したときは、提出された参加申込書に收受印を押印し、その写しを 1 部、入札の参加を申請した者（以下「入札参加申請者」という。）に交付するものとする。ただし、入札参加申請者が当該事後審査型一般競争入札について明らかに参加資格を有しない者であると判明したときは、その参加申込書を受理しないものとする。

（入札の執行）

第 11 条 入札は公告に指定した日時及び会場において実施する。

- 2 入札に参加する者の数が 1 者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、入札に参加する者の数が 1 者であることにより入札を執行しなかった後再度公告する場合は、この限りではない。

- 3 再度の入札は原則として 1 回までとする。ただし、予定価格を事前に公表したときは、再度入札を行わない。

（入札の辞退）

第 12 条 参加申込書の提出日より入札執行日までの間に、事後審査型一般競争入札を辞退する場合は、入札辞退届（一般競争入札用）を提出するものとする。

- 2 入札参加申請者が事前の連絡をせずに事後審査型一般競争入札に参加しない場合も、辞退扱いとする。

（入札の無効）

第 13 条 嵐山町競争入札参加者心得（平成 22 年決裁）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加申込書を提出しない者がした入札
- (2) 第 10 条第 2 項の書類の交付を受けていない者がした入札
- (3) 公告で指定した方法以外の方法でした入札
- (4) 第 17 条に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者がした入札
- (5) 公告に定めた条件に違反した入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札候補者の決定）

第 14 条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者）を第 1 順位の落札候補者とする。

2 第 1 順位の落札候補者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちにくじにより第 1 順位の落札候補者を決定する。

（不調時の取扱い）

第 15 条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格のうち最低の価格の入札）がないときは、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第 16 条 第 1 順位の落札候補者に対し、参加資格の有無等を確認するため、速やかに次に示す書類の提出を求めるものとする。

(1) 事後審査型一般競争入札参加資格審査確認申請書（様式第 2 号）

(2) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(3) 配置予定技術者経歴書（様式第 3 号）

(4) 配置予定技術者の資格を証する書類

(5) 共同企業体の場合は、建設工事共同企業体協定書の写し

(6) その他町長が必要であると認める書類

2 前項の書類は、書類の提出を求めた日の翌日から起算して原則として 2 日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始の休日（嵐山町の休日を定める条例（平成 2 年条例第 8 号）に定める休日。以下「休日」という。）以内に持参により提出しなければならない。

3 第 1 順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書及び第 1 項第 1 号から第 6 号に定める書類（以下「確認申請書等」という。）を提出しないとき又は参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると町長が認めるときは、規程に規定する審査会に報告し、必要な審査を行うことができる。

(参加資格の審査)

第 17 条 入札公告及び第 4 条に規定する参加資格の要件に基づき、第 1 順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について、改めて前条及び本条の規定に基づき審査を行う。この場合において、「第 1 順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。

2 前項の審査は、入札価格の低い順に落札候補者について順次行い、参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

3 同一順位のため落札候補者が 2 者以上となる場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより審査の順序を決定する。

4 第 1 項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書等、その他必要と認める書類等により行うものとする。

5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第 4 号）により取りまとめ、確認申請書等とともに保存するものとする。

6 参加資格の審査は前条第 2 項に規定する確認申請書等の提出期限の翌日から起算して原則として 3 日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りではない。

(落札者の決定又は参加資格不適格の決定)

第 18 条 前条の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、速やかに入札参加資格確認通知書（様式第 5 号）とともに、落札者として決定した旨を通知するものとする。

2 落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格確認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告及び第 4 条に示すいずれかの参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は参加資格を満た

さないものとする。

(参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第 19 条 入札参加資格不適格確認通知書を受理した者が、参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第 2 項の通知の日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、町長に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第 7 号）を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 町長は第 1 項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第 8 号）により回答するものとする。

4 当該苦情の申出は、前条第 1 項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約の確定)

第 20 条 契約は、町長と落札者が契約書に記名・押印したときに確定する。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

(議会の議決を要する契約)

第 21 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年条例第 36 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決を得た後に本契約とする旨を明記した仮契約書を取り交わし、議決後に本契約とする。

2 前項の場合、町議会で否決された場合において生じた損害は、町又は落札者の双方とも一切請求することができない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めのない事項については、契約規則、嵐山町競争入札参加者心得、一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものその他、町長が別に定めるものによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

様式第1号（第10条関係）

事後審査型一般競争入札参加申込書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

申 請 者

所 在 地 〒

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事の事後審査型一般競争入札について、入札公告及び嵐山町事後審査型一般競争入札試行要綱に示された参加資格要件を全て満たし、内容を熟知しましたので、以下のとおり申請します。

1. 公告日・公告番号 年 月 日 嵐山町入札公告第 号

2. 工 事 名

3. 設計図書等の閲覧

嵐山町公式ホームページより閲覧が可能

書面による閲覧を希望（販売を希望）

4. この申請書及び入札に関する担当者の連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス

收受印

收受印

様式第2号（第16条関係）

事後審査型一般競争入札参加資格審査確認申請書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

申 請 者

所 在 地 〒

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事の入札公告に示された、一般競争入札参加資格確認資料を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、記載した事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公告年月日 年 月 日 嵐山町入札公告第 号

2. 工事名

3. 参加資格の確認

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| ①地方自治法施行令第167条の4の規定    | 該当する・該当しない |
| ②埼玉県及び嵐山町による入札参加停止措置   | 該当する・該当しない |
| ③嵐山町の契約に係る暴力団排除措置要綱の規定 | 該当する・該当しない |
| ④会社更生法に基づく更生手続         | 該当する・該当しない |
| ⑤民事再生法に基づく再生手続         | 該当する・該当しない |

4. 確認資料について

①嵐山町競争入札参加資格者名簿の登録状況

- ・対象工事に対応する登録業種

業種名： \_\_\_\_\_ 登録の有無： 有 ・ 無

②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の受審状況

- ・審査基準日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

- ・対象工事に対応する登録業種名及び総合評定値

業種名： \_\_\_\_\_ 総合評定値： \_\_\_\_\_ 点

5. 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所の所在地

\_\_\_\_\_

6. この確認申請に係る問合せ先

部署名・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

※添付書類

- ①最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- ②配置予定技術者経歴書（様式第3号）

- ③配置予定技術者の資格を証する書類

- ④同種工事の施工実績を証する書類の写し

※契約書の写し又は CORINS「竣工時登録工事カルテ」

※書類の写しについては、1件分の業務のみとしてください。

- ⑤建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合）

様式第3号（第16条関係）

配置予定技術者経歴書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

商号又は名称

代表者氏名



【 】の参加資格の確認にあたり、配置予定技術者の経歴については下記のとおり相違ありません。

配置予定者名		生年月日	年 月 日		
所属会社名(*1)		入社年月日	年 月 日		
技術者区分	(専任の) 監理技術者・(専任の) 主任技術者				
資格名(*2)		資格番号			
最終学歴(*3)					
実務経験 (*3)	工事名	契約金額 (千円)	工 期	従事役職	発注者
			~		
			~		
現在 公共 従事 中の 工事	工事名				
	発注者名		従事役職		
	契約金額(千円)		工期	~	

- (\*1) 請負建設業者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類を添付してください。
- (\*2) 技術者（主任技術者、専門技術者）の資格要件が、建設業法第7条第2号ハに該当する場合は、要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付してください。  
技術者（監理技術者）の資格要件が、建設業法第15条第2号イ・ロ・ハに該当する場合は、要件を満たす監理技術者証の種類・資格者証番号を記載し、監理技術者資格証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証（H16.2.29以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者は不要）の写しを添付してください。
- (\*3) 技術者（主任技術者、専門技術者）の資格要件が、建設業法第7条第2号イ・ロに該当する場合は、要件を満たす学歴・実務経験を記載してください。

様式第4号（第17条関係）

入札参加資格審査結果調書

年 月 日

1. 審査対象者及び工事名等

落札候補者名 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

工 事 場 所 \_\_\_\_\_ 入 札 日 \_\_\_\_\_

2. 参加資格要件

参加資格要件	適否		「否」の場合の理由
地方自治法施行令第167条の4の規定	適	否	
埼玉県及び嵐山町による入札参加停止措置	適	否	
嵐山町の契約に係る暴力団排除措置要綱による入札参加除外措置	適	否	
会社更生法に基づく更生手続	適	否	
民事再生法に基づく再生手続	適	否	
嵐山町競争入札参加資格者名簿に対応業種で搭載	適	否	
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の対応業種の総合評定値	適	否	
対応業種の建設業許可区分	適	否	
建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所の所在地	適	否	
配置予定技術者	適	否	
同種工事の施工実績	適	否	

3. 審査結果

※参加資格要件は必要に応じて適宜追加、削除すること。

様式第5号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

氏 名 様

嵐山町長 氏 名 印

入札参加資格確認通知書

下記の工事について、貴社の参加資格を審査した結果、参加資格が満たされていると確認されましたので通知いたします。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 公告日・公告番号 年 月 日 嵐山町入札公告第 号
4. 入札日

様式第6号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

氏 名 様

嵐山町長 氏 名 印

入札参加資格不適合確認通知書

下記の工事について、貴社の参加資格を審査した結果、参加資格が満たされていないと確認されましたので通知いたします。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 公告日・公告番号
4. 入札日
5. 参加資格が満たされていないとされた理由
6. 不服の申し立てについて

参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、町長に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができますので、本通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、苦情申出書（様式第7号）を持参又は郵送により提出してください。

様式第7号（第19条関係）

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

申出者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

苦情申出書

年 月 日付け、嵐発第 号にて通知のありました件について、  
下記の通り苦情の申出をします。

記

1. 苦情申出の対象となる入札公告日・公告番号、工事名

入札公告日： 年 月 日

公告番号：

工事名：

2. 苦情申出の理由

様式第8号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

氏 名 様

嵐山町長 氏 名 印

回答書

下記の工事について、 年 月 日付け苦情申出のありました  
件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 苦情申出対象工事

2. 回答